

別紙

I. 事業評価総括表

(単位:円)

| 番号 | 措置名                    | 交付金事業の名称     | 交付金事業者名又は間接交付金事業者名 | 交付金事業に要した経費 | 交付金充当額    | 備考             |
|----|------------------------|--------------|--------------------|-------------|-----------|----------------|
| 1  | 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営費 | 佐俣の湯高圧設備改修工事 | 美里町                | 5,467,000   | 5,467,000 | 総事業費 6,588,000 |

Ⅱ. 事業評価個表

| 番号                    | 措置名                    | 交付金事業の名称  |                                |                        |
|-----------------------|------------------------|---|--------------------------------|------------------------|
| 1                     | 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営費 | 佐俣の湯高圧設備改修工事  |                                |                        |
| 交付金事業者名又は間接交付金事業者名    |                        | 美里町   |                                |                        |
| 交付金事業実施場所             |                        | 熊本県下益城郡美里町佐俣地内  |                                |                        |
| 交付金事業の概要              |                        | 高圧負荷開閉器及び高圧ケーブル取替・屋外電気設備(キュービクル)機器取替<br>地絡過電流継電器(OGGR)、高圧気中開閉器(PAS)、計器用変圧器(PT)、計器用変流器(CT)高圧側、過電流継電器(OGR)、高圧交流負荷開閉器(LBS)×4、高圧進相コンデンサ(SC)、低圧側ブレーカー(電灯、動力、非常用共)、断路器(DS)、真空遮断器(VCB) 計13機器の更新                        |                                |                        |
| 総事業費                  |                        | 6,588,000   | 交付金充当額<br>うち文部科学省分<br>うち経済産業省分 | 5,467,000<br>5,467,000 |
| 交付金事業の成果目標            |                        | 道の駅美里「佐俣の湯」の高圧設備は、整備から約17年が経過し、老朽化が進んでいます。更新経過時期を経過している機器を更新し、停電・漏電や故障による事故を未然に防ぐことで、利用者の安心安全の確保と福祉の向上を図ります。  |                                |                        |
| 交付金事業の成果指標            |                        | 日本電気工業会規格に基づく電気設備点検において更新推奨時期を経過している旨の指摘を受けた13機器の更新を行い、点検対象となる31機器全ての安全性を確保します。また、更新推奨時期を最大で20年延長させることで、老朽化を改善し、当該設備が長期にわたり使用可能となることを期待します。   |                                |                        |
| 交付金事業の成果及び評価          |                        | 日本電気工業会規格に基づく電気設備点検において、点検の対象となった31機器のうち約4割にあたる13の機器について更新推奨時期を経過している旨の指摘を受けました。本工事にて、これら指摘を受けた機器の更新を行ったことで、更新推奨時期を機器によっては最大で20年延長することができました。これにより、当該設備の停電・漏電や故障による事故を未然に防ぎ、施設利用者の安心・安全の確保と福祉の向上に資するものと評価しています。 |                                |                        |
| 交付金事業の契約の概要           |                        |   |                                |                        |
| 契約の目的                 |                        | 契約の方法等  | 契約の相手方                         | 契約金額                   |
| 電気設備整備                |                        | 指名競争入札  | 株式会社熊栄電設                       | 6,588,000              |
|                       |                        | 計   |                                | 6,588,000              |
| 成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無 |                        | 無   | 交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度         | 無                      |

(備考)(1)事業ごとに作成すること。

(2)番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3)交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。

(4)交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5)交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(6)交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

(7)成果及び評価に係る第三者機関等を活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、その名称及び構成員等を記載すること。